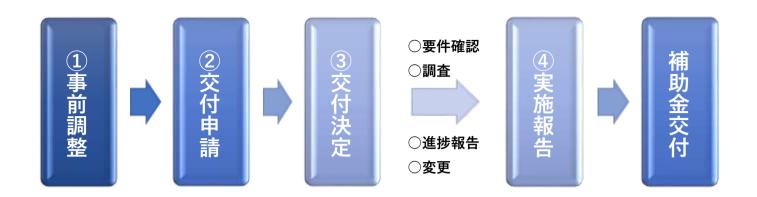
東京都国際手話普及促進事業 事業の流れ



●スケジュール

	事業実施期間	交付申請受付期間(必着)	交付決定日
前期	令和 5 年 4 月 1 日~ 9 月 30 日	令和5年3月20~27日	4月上旬
後期	令和5年10月1日~令和6年3月31日	令和5年9月中下旬	10 月上旬

- ※事業実施期間が前期と後期にまたがる場合は、交付申請は前期分に含めて、実施報告は後期分に含めて 行ってください。交付決定は後期分に含めて行うものとします。前期で申請のない令和5年9月30日 以前に開始した事業については、補助対象外とします。
- ※後期の交付申請受付期間は、令和5年9月頃に東京都HPにて発表します。
- ※前期の交付申請状況によっては、後期の実施を見送る場合がございます。

●必要書類・注意事項

①事前調整

・本事業への交付申請を検討される場合は、事前に担当までお問い合わせください。

②交付申請

・上記スケジュールの「交付申請受付期間」内に申請してください。

【必要書類】

補助金交付申請書(第1号様式)

添付書類(1)事業計画書(別紙1)

- (2) 事業収支予算書(別紙2)
- (3)申請団体調書
- (4) 申請団体の定款又はこれらに準ずる規約若しくは会則
- (5) 申請団体の組織図、役員名簿及び会員名簿
- (6) 申請団体の令和4年度事業収支決算書
- (7) 申請団体の令和5年度事業収支予算書
- (8)誓約書(別記第2号様式)
- (9)確認書(別記第3号様式)

③交付決定

- ・交付決定後、交付決定額を記載した交付決定書を送付します。
- ・各補助事業者の交付申請額の合計が予算を超える場合、予算を各事業者の交付申請額で按分し、その額を交付決定額とします。(円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。)
- ・実施報告書の内容に基づき実際に交付される金額(確定額)が決まりますので、確定額が交付決定額を 下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、確定額分のみ支払われます。

○要件確認

・各講習会の開講1カ月後を目途に、要件確認を実施します。

【必要書類】

受講料助成の申込(写)

事業対象者が都内在住/在勤/在学であることを証明する各種書類 既習歴240時間以上の修了証明(既習歴240時間以上の受講生に限る)

○調査

・事業の遂行状況を確認するため、東京都職員が実際に講習会の会場に赴き、講習会の見学、関係書類の 確認をする場合があります。

○進捗報告

・各講習会の終了後、速やかに進捗報告を提出してください。ただし、講習会の修了月が令和5年9月も しくは令和6年3月である場合、進捗報告は省略できるものとします。

【必要書類】

補助事業進涉状況報告書(第8号様式)

添付書類(1)進捗状況報告書(別紙1)

- (2)受講料助成の申込(別紙2)(写)
- (3) 事業対象者一覧(別紙3)
- (4) その他

○変更

- ・事業の内容等を変更するときは、承認申請が必要となります。ただし、変更が軽微であるときは申請不要となる場合もありますので、変更が生じそうな際は、まず担当者にご連絡ください。
- ・事業を中止もしくは廃止しようとするときは、必ず承認申請を行う必要があります。

【必要書類】

変更の場合:補助事業の内容変更等に関する承認申請書(第5号様式)

中止(廃止)の場合:補助事業の中止(廃止)に関する承認申請書(第6号様式)

4)実施報告

·前期/後期それぞれの期間内で行われる最後の講習会が終了後、速やかに実施報告を提出してください。 【必要書類】

補助事業実施結果報告書(第9号様式)

添付資料(1)実績報告書(別紙1)

- (2) 事業収支決算書(別紙2)
- (3) 受講料助成の申込(別紙3)(写)
- (4) 事業対象者一覧(別紙4)
- (5) その他

※交付申請の際には、本資料と併せて、「東京都国際手話普及促進事業実施要綱」及び「令和5年度東京都 国際手話普及促進事業補助金交付要綱」を必ずご一読ください。